

社会福祉法人鹿児島県保育連合会役員等報酬規程
社会福祉法人鹿児島県保育連合会役員等及び講師等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿児島県保育連合会（以下、「県保連」という。）に関わる役員、評議員、評議員選任・解任委員、講師等の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。

2 この規程でいう講師等とは、県保連が行う事業において依頼する講師や助言者及び大会発表者をいう。

3 この規程でいう報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益（以下、「報酬」という。）であって、その名称の如何かを問わない。また、実費弁償費用とは明確に区分されるものとする。

4 この規程でいう実費弁償費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

5 この規程でいう施設とは、西之表市に所在する若宮保育園をいう。

(理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会出席者の報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときの報酬は支払わないものとする。但し、県保連旅費規程により算定した旅費額（以下、「実費弁償費用額」という。）を実費として支払うことができる。

2 役員等以外の者で、会長又は本部より要請された者が理事会、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

3 第1項に関わらず、役員等が施設で行う理事会、評議員会に出席し、定款第17条に定める職務または定款第18条に定める職務を執行した場合の報酬及び実費弁償費用は、施設で定める規程により施設から支払うことができる。

(役員等の報酬)

第4条 役員等が、理事会又は評議員会、評議員選任・解任委員会の出席以外の日において県保連の運営のために、会長に命を受けて、その業務を行うため事務局等へ出向した場合は、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。但し、実費弁償費用額が別表1の費用弁償費を超える場合は、その実費弁償費用額を支払うこととする。

2 役員等が、理事会または評議員会に出席し、同日にあわせて事務局等へ出向し県保連の業務を行った場合であっても、報酬及び費用弁償費は支払わないものとする。

3 役員等のうち監事の報酬については第5条、会長及び副会長の報酬については第6条に定めるとおりとする。また、役員等のうちこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役

員等に対しては、報酬等は支払わないものとする。

- 4 役員等が、理事会又は評議員会の出席以外の日において県保連の運営のために、会長に命を受けて、その業務を行うため施設へ出向した場合の報酬及び実費弁償費用は、施設で定める規程により施設から支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が、定款第18条に定める職務を執行した場合は、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。但し、実費弁償費用額が別表1の費用弁償費を超える場合は、その実費弁償費用額を支払うこととする。

- 2 監事が、定款第18条に定める職務を執行するため、施設に出向した場合の報酬及び実費弁償費用は、施設で定める規程により施設から支払うことができる。

(会長及び副会長の報酬)

第6条 会長及び副会長が、定款17条に定める職務を執行した場合や対外的な業務を行うため、その職責と勤労の対価として別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 会長及び副会長が、理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会の出席以外の日において県保連の業務や対外的な業務を行うため出向した場合は、実費弁償費用額を支払うこととする。但し、出会先において費用弁償される場合を除く。

- 3 会長及び副会長が、理事会または評議員会、評議員選任・解任委員会に出席し、同日にあわせて事務局等へ出向し県保連の業務を行った場合であっても、報酬及び費用弁償費は支払わないものとする。

- 4 第2項に関わらず、会長及び副会長が、理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会の出席以外の日において施設に出向し職務を執行した場合の報酬及び実費弁償費用は、施設で定める規程により施設から支払うことができる。

(第三者委員の報酬)

第7条 第三者委員が、苦情解決に向けての調整、助言などの業務を行うため、施設に出向した場合の報酬及び実費弁償費用は、施設で定める規程により施設から支払うことができる。

(講師等の報酬)

第8条 県保連が依頼した講演会の講師や研修会等の助言者及び発表者等が、依頼された任務を遂行した場合は、別に定める県保連謝金等支出基準に関する内規により支払うことができる。

(実費弁償費用)

第9条 役員等が、県保連の業務のため出張する場合は、県保連旅費規程により旅費を支給する。

(公表)

第10条 県保連は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等

の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成27年5月22日の理事会承認により平成27年4月1日より施行する。

この規程は、一部改正し、平成29年4月1日以後最初に招集される定時評議員会終結の時から施行する。

別表 1

報酬区分	報 酬	費用弁償費
1. 理事会及び評議員会出席者	3,000円 (出席1回につき)	3,000円
2. 理事及び評議員	3,000円 (出向1回につき)	2,000円
3. 外部監事	8,000円 (出向1回につき)	3,000円
4. 内部監事	5,000円 (出向1回につき)	3,000円
5. 会長	30,000円 (月1回以上の出向した場合の月額)	—
6. 副会長	10,000円 (月1回以上の出向した場合の月額)	—
7. その他の者	会長決定による。	会長決定による。

※上記の報酬額は、源泉徴収税を差し引いた額である。

様式

出向確認及び報酬等受領書

年月日	出向者名 (役職等)	出向場所	出向内容	確認印	報酬額	税額	費用弁償費	受領印
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
	()							
				合計				